

沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」制度利用規約

平成27年5月27日企画部長決裁

沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」（以下「縁結び隊」という。）が実施する結婚相談について、次のとおり利用規約を定める。

（利用資格）

第1条 「縁結び隊」に対して結婚相談の申込みができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 結婚を前提とした交際を希望していること。
- (2) 20歳以上45歳以下で独身であること。
- (3) 静岡県東部地域在住であること。
- (4) 過去に次条の規定による申込みを行い、「縁結び隊」による結婚相談を利用していないこと。

（利用方法）

第2条 「縁結び隊」への結婚相談の申込みは、本規約を承認の上、「縁結び隊」結婚相談用履歴書（別記様式）及び顔写真付き身分証明書の写し並びに沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」制度実施要綱（平成27年4月13日企画部長決裁）第8条に定める沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」結婚相談申込書兼同意書を沼津市企画部政策企画課又は「縁結び隊」に提出するものとする。ただし、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する者又は過去に該当していた者は、申込みできないものとする。

（利用料）

第3条 結婚相談料は無料とする。

（申込みの有効期間）

第4条 結婚相談の申込みの有効期間（以下「有効期間」という。）は、申込日（第2条に掲げる書類等が沼津市に提出された日）から1年後の日の属する年度の末日までとし、有効期間の末日を経過した場合、縁結び隊による結婚相談は終了したものとする。ただし、有効期間の末日において、第2条に規定する結婚相談の申込みをした者（以下「結婚相談者」という。）が第1条に規定する利用資格を満たし、結婚相談を継続中であって本人から申し出があった場合においては、有効期間を1年間に限り更新するものとする。

(禁止事項)

第5条 結婚相談者に、次に掲げる行為があったことが判明した場合、沼津市又は「縁結び隊」は、事前の承諾なく「縁結び隊」による結婚相談を中止することができるものとする。

- (1) 履歴書等に虚偽の内容の記載、虚偽の申告をする行為
- (2) 結婚相談者のどちらか一方が交際する意思がないことを表明した後に、その相手に連絡又は接近する行為
- (3) その他沼津市及び「縁結び隊」が結婚相談者の行為として不適切であると認めた行為

(免責事項)

第6条 「縁結び隊」による出会いの仲介後の情報交換や交際については、結婚相談者各自の責任において行うこととし、沼津市及び「縁結び隊」は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第7条 沼津市は、結婚相談者への事前通知、承諾なしに、本規約を随時変更できるものとする。

(個人情報)

第8条 沼津市及び「縁結び隊」は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）の規定により、知り得た個人情報について、個人の権利利益を侵害することがないよう、その取扱いを適正に行うとともに、「縁結び隊」制度運営の目的以外に利用しない。

2 沼津市及び「縁結び隊」は、結婚相談者の承諾なしに、知り得た個人情報を第三者に開示しない。ただし、法令等に基づく開示請求に関しては、この限りでない。

(利用の中止・終了)

第9条 結婚相談者は、成婚その他の理由により、申し出によって「縁結び隊」による結婚相談を中止又は終了することができる。

付 則

この規約は、平成27年5月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年6月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成27年5月27日から適用する。

付 則

この規約は、平成30年7月12日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月26日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規約施行の際現に改正前の規約第1条に規定する利用資格により「縁結び隊」制度を利用している者については、「縁結び隊」制度への結婚相談の申込み時において改正後の規約第1条に規定する要件を満たしたものとして、改正後の規約を適用する。